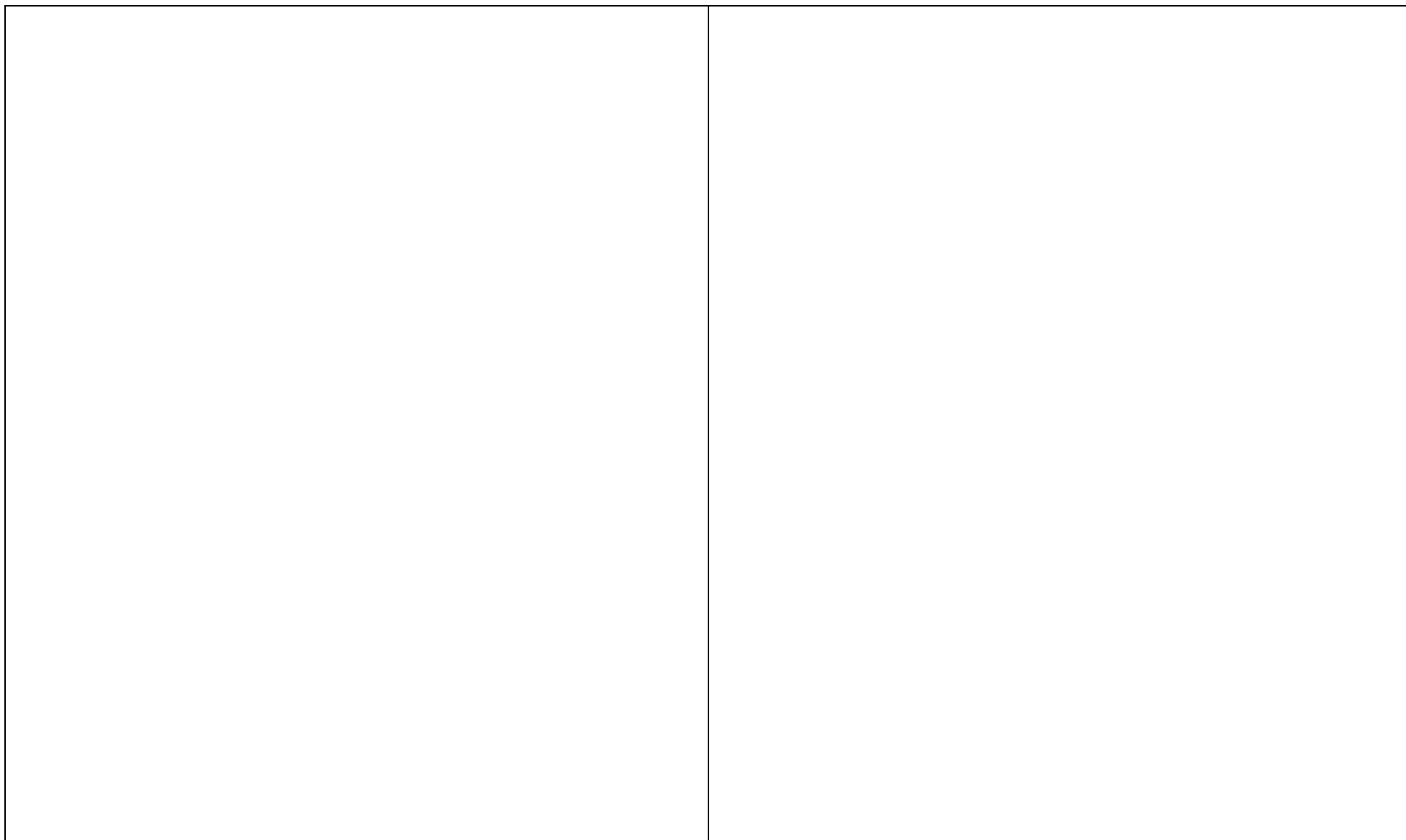


UQmobile 通信サービス契約約款

現行	改正																																												
目次 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。	目次 <u>第50条の4 UQ mobile通信サービスの料金等に係る債権の譲渡等</u> <u>第71条 UQmobile通信サービスの廃止</u> (用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5G約款</td><td>当社又は特定事業者のau(5G)通信サービス契約約款</td></tr> <tr> <td>LTE約款</td><td>当社又は特定事業者のau(LTE)通信サービス契約約款</td></tr> <tr> <td>WIN約款</td><td>当社又は特定事業者のau(WIN)通信サービス契約約款</td></tr> <tr> <td>au約款</td><td>5G約款、LTE約款及びWIN約款</td></tr> <tr> <td>povo約款</td><td>当社又は特定事業者のau(povo)通信サービス契約約款</td></tr> <tr> <td>UQm約款</td><td>特定事業者のUQ mobile通信サービス契約約款</td></tr> <tr> <td><u>au(5G)通信サービス</u></td><td><u>5G約款に定めるau(5G)通信サービス</u></td></tr> <tr> <td><u>au(LTE)通信サービス</u></td><td><u>LTE約款に定めるau(LTE)通信サービス</u></td></tr> <tr> <td><u>au(WIN)通信サービス</u></td><td><u>WIN約款に定めるau(WIN)通信サービス</u></td></tr> <tr> <td><u>au通信サービス</u></td><td><u>au(5G)通信サービス、au(LTE)通信サービス及びau(WIN)通信サービス</u></td></tr> <tr> <td><u>au(povo)通信サービス</u></td><td><u>povo約款に定めるau(povo)通信サービス</u></td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(略)	(略)	5G約款	当社又は特定事業者のau(5G)通信サービス契約約款	LTE約款	当社又は特定事業者のau(LTE)通信サービス契約約款	WIN約款	当社又は特定事業者のau(WIN)通信サービス契約約款	au約款	5G約款、LTE約款及びWIN約款	povo約款	当社又は特定事業者のau(povo)通信サービス契約約款	UQm約款	特定事業者のUQ mobile通信サービス契約約款	<u>au(5G)通信サービス</u>	<u>5G約款に定めるau(5G)通信サービス</u>	<u>au(LTE)通信サービス</u>	<u>LTE約款に定めるau(LTE)通信サービス</u>	<u>au(WIN)通信サービス</u>	<u>WIN約款に定めるau(WIN)通信サービス</u>	<u>au通信サービス</u>	<u>au(5G)通信サービス、au(LTE)通信サービス及びau(WIN)通信サービス</u>	<u>au(povo)通信サービス</u>	<u>povo約款に定めるau(povo)通信サービス</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>UQmⅠ約款</u></td><td>特定事業者のUQ mobile通信サービス契約約款</td></tr> <tr> <td><u>UQmⅡ約款</u></td><td>当社又は特定事業者のUQ mobile通信サービスⅡ契約約款</td></tr> <tr> <td>5G約款</td><td>当社又は特定事業者のau(5G)通信サービス契約約款</td></tr> <tr> <td>LTE約款</td><td>当社又は特定事業者のau(LTE)通信サービス契約約款</td></tr> <tr> <td>WIN約款</td><td>当社又は特定事業者のau(WIN)通信サービス契約約款</td></tr> <tr> <td>au約款</td><td>5G約款、LTE約款及びWIN約款</td></tr> <tr> <td>povo約款</td><td>当社又は特定事業者のau(povo)通信サービス契約約款</td></tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(略)	(略)	<u>UQmⅠ約款</u>	特定事業者のUQ mobile通信サービス契約約款	<u>UQmⅡ約款</u>	当社又は特定事業者のUQ mobile通信サービスⅡ契約約款	5G約款	当社又は特定事業者のau(5G)通信サービス契約約款	LTE約款	当社又は特定事業者のau(LTE)通信サービス契約約款	WIN約款	当社又は特定事業者のau(WIN)通信サービス契約約款	au約款	5G約款、LTE約款及びWIN約款	povo約款	当社又は特定事業者のau(povo)通信サービス契約約款
用語	用語の意味																																												
(略)	(略)																																												
5G約款	当社又は特定事業者のau(5G)通信サービス契約約款																																												
LTE約款	当社又は特定事業者のau(LTE)通信サービス契約約款																																												
WIN約款	当社又は特定事業者のau(WIN)通信サービス契約約款																																												
au約款	5G約款、LTE約款及びWIN約款																																												
povo約款	当社又は特定事業者のau(povo)通信サービス契約約款																																												
UQm約款	特定事業者のUQ mobile通信サービス契約約款																																												
<u>au(5G)通信サービス</u>	<u>5G約款に定めるau(5G)通信サービス</u>																																												
<u>au(LTE)通信サービス</u>	<u>LTE約款に定めるau(LTE)通信サービス</u>																																												
<u>au(WIN)通信サービス</u>	<u>WIN約款に定めるau(WIN)通信サービス</u>																																												
<u>au通信サービス</u>	<u>au(5G)通信サービス、au(LTE)通信サービス及びau(WIN)通信サービス</u>																																												
<u>au(povo)通信サービス</u>	<u>povo約款に定めるau(povo)通信サービス</u>																																												
用語	用語の意味																																												
(略)	(略)																																												
<u>UQmⅠ約款</u>	特定事業者のUQ mobile通信サービス契約約款																																												
<u>UQmⅡ約款</u>	当社又は特定事業者のUQ mobile通信サービスⅡ契約約款																																												
5G約款	当社又は特定事業者のau(5G)通信サービス契約約款																																												
LTE約款	当社又は特定事業者のau(LTE)通信サービス契約約款																																												
WIN約款	当社又は特定事業者のau(WIN)通信サービス契約約款																																												
au約款	5G約款、LTE約款及びWIN約款																																												
povo約款	当社又は特定事業者のau(povo)通信サービス契約約款																																												

(略)	(略)	(略)	(略)
SIMカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、UQ mobile通信サービスの提供のために、当社がUQ mobile契約者に貸与するもの又は特定事業者がUQm約款に基づきローミング契約者に貸与するもの	SIMカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、UQ mobile通信サービスの提供のために、当社がUQ mobile契約者に貸与するもの又は特定事業者がUQmⅠ約款に基づきローミング契約者に貸与するもの
(略)	(略)	(略)	(略)
契約者回線	UQ mobile通信サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	契約者回線	UQ mobile通信サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
(略)	(略)	(略)	(略)
契約者回線等	(1) 契約者回線、当社のau約款若しくはpovo約款に定める契約者回線及び契約者回線に電話網又はデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点	契約者回線等	(1) 契約者回線、当社のUQmⅡ約款、au約款若しくはpovo約款に定める契約者回線及び契約者回線に電話網又はデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
(略)	(略)	(略)	(略)
		UQmⅡ 契約	当社のUQmⅡ約款に定めるUQmobileⅡ契約
		au 契約	当社の5G約款に定める5G契約、LTE約款に定めるLTE契約及びWIN約款に定めるau契約
		povo 契約	当社のpovo約款に定めるau (povo) 契約
MNP	電話番号を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更すること	契約移行	当社が別に定める態様により、UQmobile契約（デュアルサービスに係るものに限ります。）を解除すると同時に新たにUQmⅡ契約を締結すること。
番号移行	当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、au契約（当社のau約款に定める5G契約、LTE契約及びau契約をいいます。以下同じとします。）、当社のWIN約款に定めるプリペイド電話契約若しくはau (povo) 契約（当社のpovo約款に定めるau (povo) 契約をいいます。以下同じとします。）を解除すると同時に新たにUQmobile契約を締結すること又はUQmobile契約を解除すると同時に新たにau契約若しくはau (povo) 契約を締結すること	番号移行	当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、au契約、当社のWIN約款に定めるプリペイド電話契約若しくはpovo契約を解除すると同時に新たにUQmobile契約を締結すること又はUQmobile契約を解除すると同時に新たにau契約若しくはpovo契約を締結すること
(略)	(略)	MNP	電話番号を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更すること
(略)	(略)	(略)	(略)



(契約申込みの方法) 第7条 UQ mobile 契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込みを行うものとします。 (当社が行うUQ mobile 契約の解除) 第16条 当社は、第27条(利用停止)の規定によりUQ mobile サービスの利用を停止されたUQ mobile 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのUQ mobile 契約を解除することがあります。 2 前項の規定にかかわらず、当社は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、UQ mobile サービスの利用停止をしないでそのUQ mobile 契約を解除することがあります。</u> (1) UQ mobile 契約者が第27条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。 (2) UQ mobile 契約者が携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。 (初期契約解除の取扱い) 第16条の2 UQ mobile 契約者は、新たなUQ mobile 契約(以下「新規契約」といいます。)又は既に締結されているUQ mobile 契約の一部の変更を内容とする契約(以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。)を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面(事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がUQ mobile 契約者に交付する書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日(変更契約にあっては、その効力を発した日とします。)のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面(はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。)を発した<u>場合に限り</u>、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、UQ mobile 契約者に負担していただきます。 2 初期契約解除は、UQ mobile 契約者が前項の書面を発した時(初期契約解除に際してMNP又は番号移行を利用する場合は、その電話番号の移	(契約申込みの方法) 第7条 UQ mobile 契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込みを行うものとします。 <u>2 UQ mobile 契約を新たに申し込むことはできません。</u> (当社が行うUQ mobile 契約の解除) 第16条 当社は、第27条(利用停止)の規定によりUQ mobile サービスの利用を停止されたUQ mobile 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのUQ mobile 契約を解除することがあります。 2 前項の規定にかかわらず、当社は、UQ mobile 契約者が第27条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、UQ mobile サービスの利用停止をしないでそのUQ mobile 契約を解除することがあります。 3～4 (略) (初期契約解除の取扱い) 第16条の2 UQ mobile 契約者は、新たなUQ mobile 契約(以下「新規契約」といいます。)又は既に締結されているUQ mobile 契約の一部の変更を内容とする契約(以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。)を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面(事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がUQ mobile 契約者に交付する書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日(変更契約にあっては、その効力を発した日とします。)のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面(はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。)を発<u>すること又は当社が別に定める方法により通知することにより</u>、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、UQ mobile 契約者に負担していただきます。 2 初期契約解除は、UQ mobile 契約者が前項の書面を発した時(初期契約解除に際してMNP又は番号移行を利用する場合は、その電話番号の移
---	---

転先となる電気通信サービスにおいて当該電話番号の利用が開始された時とします。)に効力を生ずるものとします。 3 (略)	転先となる電気通信サービスにおいて当該電話番号の利用が開始された時とします。) <u>又は通知をした時</u>に効力を生ずるものとします。 3 (略)
---	---

(ローミング契約) 第 17 条の 2 <u>UQm約款</u>に規定するUQ mobileサービス（当社が別に定めるものを含みます。）の提供を受けるための契約を締結している者は、当社とローミング契約を締結していることとなります。 (特定事業者の契約約款による制約等) 第 17 条の 3 ローミング契約者は、<u>UQm約款</u>に基づきUQ mobileサービスを利用することができないときは、ローミングの提供を受けることはできません。 (利用停止) 第 27 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 カ月以内に当社が定める期間（第 1 号又は第 2 号の規定に該当するときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定に該当するときは、当社が指定する書類等を、当社所定の方法でサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのUQ mobile通信サービスの利用を停止することがあります。 (1) ～ (5) (略) (6) 契約者がそのUQ mobile通信サービス又は当社と契約を締結している他の<u>UQ mobile通信サービス若しくはau通信サービス</u>の利用において第 60 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (7) ～ (12) (略) 2 (略)	(ローミング契約) 第 17 条の 2 <u>UQmI約款</u>に規定するUQ mobileサービス（当社が別に定めるものを含みます。）の提供を受けるための契約を締結している者は、当社とローミング契約を締結していることとなります。 (特定事業者の契約約款による制約等) 第 17 条の 3 ローミング契約者は、<u>UQmI約款</u>に基づきUQ mobileサービスを利用することができないときは、ローミングの提供を受けることはできません。 (利用停止) 第 27 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 カ月以内に当社が定める期間（第 1 号又は第 2 号の規定に該当するときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定に該当するときは、当社が指定する書類等を、当社所定の方法でサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのUQ mobile通信サービスの利用を停止することがあります。 (1) ～ (5) (略) (6) 契約者がそのUQ mobile通信サービス又は当社と契約を締結している他の携帯電話サービスの利用において第 60 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。 (7) ～ (12) (略) <u>(13) UQmobile契約者（UQmobile契約者により通話可能端末設備等を貸与された者を含みます。）が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたとき。</u> <u>(14) 当社の+メッセージ利用規約に定めるところにより、+メッセージ（別表 1（付加機能）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の利用の停止があったとき。</u> 2 (略)
--	---

(特定事業者が提供するローミングに係る債権の譲受等) 第 50 条の 2 UQ mobile 契約者は、<u>UQm 約款</u>に規定するローミングの利用により生じた債権を当社が特定事業者から譲り受け、その債権額を UQ mobile サービスの料金に合算して請求することを承諾していただきます。 2～4 (略) (ローミングに係る債権の譲渡等) 第 50 条の 3 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定により譲渡する債権の取扱いについては、第 48 条 (割増金)、第 49 条 (延滞利息)、第 49 条の 2 (収納手数料の負担等) 及び料金表通則の規定にかかわらず、<u>UQm 約款</u>に定めるところによります。	(特定事業者が提供するローミングに係る債権の譲受等) 第 50 条の 2 UQ mobile 契約者は、<u>UQm I 約款</u>に規定するローミングの利用により生じた債権を当社が特定事業者から譲り受け、その債権額を UQ mobile サービスの料金に合算して請求することを承諾していただきます。 2～4 (略) (ローミングに係る債権の譲渡等) 第 50 条の 3 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定により譲渡する債権の取扱いについては、第 48 条 (割増金)、第 49 条 (延滞利息)、第 49 条の 2 (収納手数料の負担等) 及び料金表通則の規定にかかわらず、<u>UQm I 約款</u>に定めるところによります。 (UQ mobile 通信サービスの料金等に係る債権の譲渡等) 第 50 条の 4 契約者は、<u>UQ mobile 通信サービスの料金その他の債権を、当社が特定事業者に譲渡することを承認していただきます。</u> 2 <u>前項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</u> 3 <u>契約者は、当社が特定事業者に譲渡した債権に係る債務が、特定事業者が定める期日までに支払われないときは、当社が特定事業者から、その契約者回線に係る氏名、住所、電話番号及びその債務の支払状況等の通知を受けることを承認していただきます。</u> 4 <u>第 1 項の規定により譲渡する債権については、第 48 条 (割増金)、第 49 条 (延滞利息)、第 49 条の 2 (収納手数料の負担等) 及び料金表通則の規定にかかわらず、特定事業者の UQm I 約款等に定めるところによります。</u>
---	--

(利用に係る契約者の義務) 第 60 条 契約者は、次のことを守っていただきます。 (1) ～ (7) (略) (8) <u>青少年(年齢が満 18 歳未満の者をいいます。以下同じとします。)に UQ mobile 通信サービスを利用させないこと。ただし、契約者がその保護者(親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいいます。以下同じとします。)であるときは、この限りではありません。</u> (9) 契約者が青少年であるとき及び前号ただし書きの規定に基づき青少年に UQ mobile 通信サービスを利用させるときは、特段の事情がない限り、当社の提供するフィルタリングサービス(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより、インターネットを介した有害情報等の閲覧を制限するためのサービスをいいます。以下同じとします。)を使用すること。 2 ～ 3 (略) 4 <u>契約者は、第 1 項第 8 号ただし書きの規定に基づき青少年に UQ mobile 通信サービスを利用させる場合であって、特段の事情によりフィルタリングサービスを使用しないときは、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ていただきます。</u> (利用者登録) 第 61 条 (略) 2 UQ mobile 契約者は、<u>前条第 1 項第 8 号ただし書きの規定に基づき</u>青少年に UQ mobile サービスを利用させるときは、その利用に先立って利用者登録を行っていただきます。 3 ～ 4 (略) (特定事業者が提供するローミングの利用等) 第 61 条の 2 UQ mobile 契約者は、<u>UQm 約款の規定に基づき、</u>特定事業者が提供するローミングに係る契約を特定事業者と締結していることとなります。 2 (略)	(利用に係る契約者の義務) 第 60 条 契約者は、次のことを守っていただきます。 (1) ～ (7) (略) (8) <u>削除</u> (9) 契約者が青少年(年齢が満 18 歳未満の者をいいます。以下同じとします。)であるとき及び青少年に UQ mobile 通信サービスを利用させるときは、特段の事情がない限り、当社の提供するフィルタリングサービス(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより、インターネットを介した有害情報等の閲覧を制限するためのサービスをいいます。以下同じとします。)を使用すること。 2 ～ 3 (略) (利用者登録) 第 61 条 (略) 2 UQ mobile 契約者は、青少年に UQ mobile サービスを利用させるときは、その利用に先立って利用者登録を行っていただきます。 3 ～ 4 (略) (特定事業者が提供するローミングの利用等) 第 61 条の 2 UQ mobile 契約者は、<u>UQm I 約款の規定に基づき、</u>特定事業者が提供するローミングに係る契約を特定事業者と締結していることとなります。 2 (略)
---	--

(他の電気通信事業者への通知)

第 62 条 UQ mobile 契約者は、第 15 条 (UQ mobile 契約者が行う契約の解除) 又は第 16 条 (当社が行う UQ mobile 契約の解除) の規定に基づき UQ mobile 契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、他の電気通信事業者 (事業法施行規則に定める携帯電話、PHS 又は BWA アクセスサービスを提供する電気通信事業者のうち、当社が別に定める者に限ります。)からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報 (UQ mobile 契約者を特定するために必要なもの及び支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 当社は、中継事業者から請求があったときは、UQ mobile 契約者 (その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス (その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通信を提供するものであって、別記 29 に規定する事業者に係るものに限ります。)) の提供を受けている者又はその申込みをした者に限ります。)) の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

(他の電気通信事業者への通知)

第 62 条 当社は、中継事業者から請求があったときは、UQ mobile 契約者 (その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス (その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通信を提供するものであって、別記 29 に規定する事業者識別番号 (電気通信番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)) に係るものに限ります。)) の提供を受けている者又はその申込みをした者に限ります。)) の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

2 UQ mobile 契約者は、第 15 条 (UQ mobile 契約者が行う契約の解除) 又は第 16 条 (当社が行う UQ mobile 契約の解除) の規定に基づき UQ mobile 契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー (以下「プライバシーポリシー」といいます。)に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、第 27 条 (利用停止) 第 1 項第 5 号の規定に基づき UQ mobile 通信サービスの利用を停止されたことがある場合は、当社のプライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(UQ mobile 通信サービスの廃止)

第 71 条 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、UQ mobile 通信サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は所定の WEB サイトに掲示する等の方法により、その旨を契約者に周知します。

2 当社は、前項の規定により UQ mobile 通信サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第 22 条の 2 の 10 の規定に基づき、廃止の期日等を UQ mobile 契約者に通知します。

3 当社は、第 1 項の規定により UQ mobile 通信サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

料金表 第1表 料金 第1 基本使用料 1 適用 基本使用料の適用については、第38条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。		料金表 第1表 料金 第1 基本使用料 1 適用 基本使用料の適用については、第38条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。	
基本使用料の適用		基本使用料の適用	
(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 基本使用料の料金種別の選択	ア (略) イ <u>UQ mobile</u> 契約者は、 <u>UQ mobile</u> 契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次表に定めるもの以外の料金種別を選択することはできません。 <u>くりこしプランS（V）、くりこしプランM（V）、くりこしプランL（V）</u> ウ <u>UQ mobile</u> 契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことをサービス取扱所に申し込んでいただきます。 ただし、デュアルサービスにおける料金種別の変更の可否については、別記32に定めるところによります。 エ～ク (略)	(2) 基本使用料の料金種別の選択	ア (略) イ <u>削除</u> ウ <u>UQ mobile</u> 契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことをサービス取扱所に申し込んでいただきます。 ただし、デュアルサービスにおける料金種別の変更の可否については、別記32に定めるところによります。 エ～ク (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 総量速度規制及び基本速度規制の適用	ア～イ (略) ウ 当社は、ローミング契約者が <u>UQm</u> 約款に定める総量速度規制又は基本速度規制の適用を受けている場合は、 <u>UQm</u> 約款の定めに準じてそのローミングに係る通信の伝送速度を制限します。	(3) 総量速度規制及び基本速度規制の適用	ア～イ (略) ウ 当社は、ローミング契約者が <u>UQm I</u> 約款に定める総量速度規制又は基本速度規制の適用を受けている場合は、 <u>UQm</u> 約款の定めに準じてそのローミングに係る通信の伝送速度を制限します。
(4) 追加購入データ容量の取扱い	ア～ウ (略) エ 当社は、追加購入データ容量が残存している場合において、別記28に定めるターボON設定による通信（ <u>UQm</u> 約款に定めるローミングに係るものを含みます。以下このエにおいて同じとします。）が行われたときは、下表に定める追加利用データ量を追加購入データ容量から減算するものとします。 (表略)	(4) 追加購入データ容量の取扱い	ア～ウ (略) エ 当社は、追加購入データ容量が残存している場合において、別記28に定めるターボON設定による通信（ <u>UQm I</u> 約款に定めるローミングに係るものを含みます。以下このエにおいて同じとします。）が行われたときは、下表に定める追加利用データ量を追加購入データ容量から減算するものとします。 (表略)

	オ～キ (略)		オ～キ (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(8) UQ家族割の適用	ア UQ家族割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、UQ家族割グループ（本割引を選択する契約者回線及びUQm約款に定めるUQ家族割を選択する回線（以下この欄においてこれらを併せて「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下同じとします。）を構成する契約者回線（くりこしプランの適用を受けているもの及びウの規定により親回線に指定されたものを除きます。）について、下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。 (表略) イ～コ (略)	(8) UQ家族割の適用	ア UQ家族割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、UQ家族割グループ（本割引を選択する契約者回線及びUQm I 約款に定めるUQ家族割を選択する回線（以下この欄においてこれらを併せて「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下同じとします。）を構成する契約者回線（くりこしプランの適用を受けているもの及びウの規定により親回線に指定されたものを除きます。）について、下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。 (表略) イ～コ (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(14) <u>でんきセット割</u> の適用	ア <u>でんきセット割</u>（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、<u>でんきセット割グループ</u>（割引選択回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用でんき契約（ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線に係る基本使用料について、次表に定める額（通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割した額とします。）の割引を行うことをいいます。 (表略) イ 割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線及びUQm約款に定める<u>でんきセット割</u>を選択する電気通信回線をいいます。 ウ～エ (略) オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 (ア) (略) (イ) 指定した判定用でんき契約が所属する<u>でんきセット割グループ</u>を構成する割引選択回線の数^が11以上となる時。	(14) <u>自宅セット割（でんきコース）</u> の適用	ア <u>自宅セット割（でんきコース）</u>（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、<u>自宅セット割グループ</u>（割引選択回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用でんき契約（ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線に係る基本使用料について、次表に定める額（通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割した額とします。）の割引を行うことをいいます。 (表略) イ 割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線及びUQm I 約款に定める<u>自宅セット割（でんきコース）</u>を選択する電気通信回線をいいます。 ウ～エ (略) オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 (ア) (略) (イ) 指定した判定用でんき契約が所属する<u>自宅セット割グループ</u>を構成する割引選択回線の数^が11以上となる時。

	(ウ) 指定した判定用でんき契約が所属する<u>でんきセット割グループ</u>を構成する割引選択回線の数²以上となる場合であって、その全ての割引選択回線について、同一のUQ家族割グループに所属していることを当社が確認できないとき。 (エ) (略) (オ) その契約者回線について、他の<u>でんきセット割グループ</u>に所属しているとき。 (カ)～(ク) (略) カ～ス (略)		(ウ) 指定した判定用でんき契約が所属する<u>自宅セット割グループ</u>を構成する割引選択回線の数²以上となる場合であって、その全ての割引選択回線について、同一のUQ家族割グループに所属していることを当社が確認できないとき。 (エ) (略) (オ) その契約者回線について、他の<u>自宅セット割グループ</u>に所属しているとき。 (カ)～(ク) (略) カ～ス (略)
--	--	--	--

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第38条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

付加機能使用料の適用

(略)	(略)
(2) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料の適用	当社は、海外ローミング機能について、2（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表1（付加機能）9欄に規定する利用形態に応じて、付加機能利用料を適用します。

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第38条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

付加機能使用料の適用

(略)	(略)
(2) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料の適用	ア 当社は、海外ローミング機能について、2（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表1（付加機能）9欄に規定する利用形態に応じて、付加機能利用料を適用します。 イ <u>着信通話利用に係る料金額として、2（料金額）に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係る付加機能使用料のほか、特定事業者の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。</u>

第3 通話料

1 適用

通話料の適用については、第39条（通話料の支払義務）及び第66条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用

(略)	(略)
(12) ローミングの取扱い	ア ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金については、 <u>UQm約款</u> 等において特定事業者がその契約者回線の契約者に適用する料金額と同額とします。 イ (略)
(略)	(略)

第3 通話料

1 適用

通話料の適用については、第39条（通話料の支払義務）及び第67条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用

(略)	(略)
(12) ローミングの取扱い	ア ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金については、 <u>UQm I 約款</u> 等において特定事業者がその契約者回線の契約者に適用する料金額と同額とします。 イ (略)
(略)	(略)

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 支払証明書等発行手数料

区分	単位	料金額
		税抜額（税込学）
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行1回ごとに	<u>500 円 (550 円)</u>

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 支払証明書等発行手数料

区分	単位	料金額
		税抜額（税込額）
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行1回ごとに	<u>400 円 (440 円)</u>

別表 1 付加機能		別表 1 付加機能	
種類	提供条件	種類	提供条件
(略)	(略)	(略)	(略)
		(11)インターネット接続機能	移動無線装置等の操作等により、専らインターネットとの間でデータ通信及び＋メッセージ(当社の携帯電話サービスの電話番号又は当社所定の携帯電話事業者が提供する携帯電話サービスの電気通信番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)の利用等を行うことができる機能をいいます。
		r	備考 1 UQ mobileサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。) 2 UQ mobile契約者は、契約者が青少年であるとき又は青少年にUQ mobile通信サービスを利用させるときは、当社が提供するフィルタリングサービスの適用に係る請求を行っていただきます。 3 2の請求を行わない場合又はフィルタリングサービスの適用廃止に係る請求を行う場合であって、そのUQ mobile契約者が青少年であるときは、そのUQ mobile契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。 4 その契約者回線について、当社の＋メッセージ利用規約に定める＋メッセージに係る利用契約(以下「＋メッセージ契約」といいます。)を締結している者に限り、同利用規約に基づき＋メッセージを利用することができます。 5 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。 6 6の規定により消去された情報は、復元できません。 7 この機能を利用している契約者回線について、この機能の廃止を申し出ることはできません。 8 この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1128 154 1361 572"></td><td data-bbox="1361 154 2078 572"> <u>供を開始した場合に準じて取り扱います。</u> <u>ただし、当社が別に定める場合については、この限りではありません。</u> 9 <u>当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</u> 10 <u>この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、1の+メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、+メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。</u> </td></tr> </table>		<u>供を開始した場合に準じて取り扱います。</u> <u>ただし、当社が別に定める場合については、この限りではありません。</u> 9 <u>当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</u> 10 <u>この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、1の+メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、+メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。</u>
	<u>供を開始した場合に準じて取り扱います。</u> <u>ただし、当社が別に定める場合については、この限りではありません。</u> 9 <u>当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</u> 10 <u>この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、1の+メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、+メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。</u>		

別記

32 デュアルサービスにおける料金種別の変更条件

(1)～(2) (略)

(3) スマホプランへ変更する場合

区分		変更後			
		スマホプランS	スマホプランM	スマホプランL	スマホプランR
変更前	データ高速+音声通話プラン	×	×	×	×
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	くりこしプランL	×	×	×	×

備考

ア 各記号の意味は、それぞれ次のとおりとします。

記号	料金種別の変更の可否	契約期間の特例	契約解除料の特例
×	不可	—	—
□	<u>可</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
○	<u>可</u>	<u>二</u>	<u>契約解除料の支払いを要さない</u>

イ 第2種SIMカードに係る基本使用料の料金種別の変更については、第1種SIMカードの場合に準じて取り扱います。ただし、第2種SIMカードから第1種SIMカードへの変更を伴う基本使用料の料金種別の変更の申込みを行うことはできません。

(4) くりこしプランへ変更する場合
(表略)

別記

32 デュアルサービスにおける料金種別の変更条件

(1)～(2) (略)

(3) スマホプランへ変更する場合

区分		変更後			
		スマホプランS	スマホプランM	スマホプランL	スマホプランR
変更前	データ高速+音声通話プラン	×	×	×	×
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	くりこしプランL	×	×	×	×

備考

ア 各記号の意味は、それぞれ次のとおりとします。

記号	料金種別の変更の可否	契約期間の特例	契約解除料の特例
×	不可	—	—

イ 第2種SIMカードに係る基本使用料の料金種別の変更については、第1種SIMカードの場合に準じて取り扱います。ただし、第2種SIMカードから第1種SIMカードへの変更を伴う基本使用料の料金種別の変更の申込みを行うことはできません。

(4) くりこしプランへ変更する場合
(表略)

附 則（20-OCT 営-008 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。
（a u 契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日以降、番号移行によるUQ mobile 契約の申込み（当社所定のもの及び当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。）があった場合、UQ mobile 契約者は、その番号移行に係るa u 契約の契約解除料及び番号移行手数料（それぞれ当社のa u 約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から当社が別に定める日（番号移行手数料については令和3年3月31日とします。）までの間、前項の取扱いは、次表の右欄に定める方法により行います。

料金	方法
契約解除料	UQ mobile 契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のUQ mobile 通信サービスの料金から、左欄に定める料金と同額を減算
番号移行手数料	

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の日以降、番号移行によるUQ mobile 契約の申込み（当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。）があった場合、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のUQ mobile 通信サービスの料金から税抜額3,000円を割引きます。
- 5 （略）

附 則（20-OCT 営-008 号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。
（a u 契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日以降、番号移行によるUQ mobile 契約の申込み（当社所定のもの及び当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。）があった場合、UQ mobile 契約者は、その番号移行に係るa u 契約の契約解除料（当社のa u 約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、前項の取扱いは、UQ mobile 契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のUQ mobile 通信サービスの料金から、契約解除料と同額を減算する方法により行います。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の日以降、番号移行によるUQ mobile 契約の申込み（当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。）があった場合、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のUQ mobile 通信サービスの料金から税抜額3,000円を割引きます。
- 5 （略）

	<u>附 則 (21-OCT 営-004 号))</u> <u>(実施時期)</u> <u>1 この改定規定は、令和3年9月2日から実施します。</u> <u>(基本使用料の支払いに関する経過措置)</u> <u>2 自宅セット割(でんきコース)の適用を受けている契約者回線について、契約移行があった場合(その契約移行に際し、当社のUQmⅡ約款に定める自宅セット割(でんきコース)の適用の申出があったものとして取り扱う場合に限ります。)、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(14)の規定によるほか、次表に定める料金額を、契約移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降の当社のUQmⅡ約款に定めるUQmobile通信サービスⅡの料金から割引く取扱いを行います。</u> <table border="1" data-bbox="1133 536 2072 783"> <tr> <td data-bbox="1133 536 1265 676"><u>料金額</u></td><td data-bbox="1265 536 2072 676"><u>契約移行のあった日に適用を受けていたUQmobile契約の基本使用料の料金種別に応じた、同(14)に定める自宅セット割(でんきコース)の割引額(下欄の日数に応じて日割りした額とします。)</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1133 676 1265 783"><u>日数</u></td><td data-bbox="1265 676 2072 783"><u>契約移行のあった日からその料金月の末日(その料金月にUQmⅡ契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日とします。)までの日数</u></td></tr> </table> <u>(料金等の支払いに関する経過措置)</u> <u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>(その他)</u> <u>4 令和3年2月1日から附則第2項及び第3項について、それぞれ次のとおり改めます。</u> <u>2 この改正規定実施の日以降、番号移行によるUQmobile契約の申込み(当社所定のもの及び当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。)があった場合、UQmobile契約者は、その番号移行に係るau契約の契約解除料(当社のau約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)の支払いを要しません。</u> <u>3 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、前項の取扱いは、UQmobile契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のUQmobile通信サービスの料金から、契約解除料と同額を減算する方法により行います。</u>	<u>料金額</u>	<u>契約移行のあった日に適用を受けていたUQmobile契約の基本使用料の料金種別に応じた、同(14)に定める自宅セット割(でんきコース)の割引額(下欄の日数に応じて日割りした額とします。)</u>	<u>日数</u>	<u>契約移行のあった日からその料金月の末日(その料金月にUQmⅡ契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日とします。)までの日数</u>
<u>料金額</u>	<u>契約移行のあった日に適用を受けていたUQmobile契約の基本使用料の料金種別に応じた、同(14)に定める自宅セット割(でんきコース)の割引額(下欄の日数に応じて日割りした額とします。)</u>				
<u>日数</u>	<u>契約移行のあった日からその料金月の末日(その料金月にUQmⅡ契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日とします。)までの日数</u>				